

■採石業務管理者合格証（認定証）の再交付に必要な書類  
（採石法施行規則第8条の13）

○ 再交付申請書

注） ・ ＊印の項は、記載しないこと。

- ・ 「（合格証・認定証）」の部分（2か所）は、再交付の申請を行わない方をそれぞれ取消線で抹消すること。

○ 写真

手札形（縦6cm、横4cm）とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの

（根拠法令）採石法施行規則（昭和26年省令第6号）

（合格証等の再交付の手続き）

第8条の13 第8条の10の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失ってその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの）を添付して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

○ 再交付手数料

580円分の滋賀県収入証紙を貼付け、押印またはサインすることにより消印すること。

【再交付申請書記載の住所・氏名が試験合格時と異なる場合】

○採石業務管理者試験合格証の一部書換申請書

○変更事実のわかる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票等（写し可、申請日前3か月以内に発行されたものに限る））

※合格証（原本）の提出は不要です。

収入証紙貼り付け欄  
(押印またはサインにより消印すること)

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日
* 再交付年月日	年 月 日

年 月 日

## 再 交 付 申 請 書

(宛先)  
滋賀県知事

住 所

氏 名

印

採石業務管理者試験（合格証・認定証）の再交付を受けたいので、採石法施行規則第8条の13の規定に基づき、申請します。

生 年 月 日	
(合格証・認定証)の番号	
理 由	